

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修の一部改正）

第二十四条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 指定地域密着型サービス基準第四十三条第二項、第六十四条第三項、第九十一条第三項及び第七十二条第二項の厚生労働大臣が定める研修 (略)</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>六 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)</p> <p>〔第六条第二項、第四十五条第三項及び第七十一条第三項の厚生労働大臣が定める研修〕</p> <p>七〇九 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 指定地域密着型サービス基準第四十三条第二項、第六十四条第三項、第九十一条第二項及び第七十二条第二項の厚生労働大臣が定める研修 (略)</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>六 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)</p> <p>〔第六条第二項、第四十五条第三項及び第七十一条第二項の厚生労働大臣が定める研修〕</p> <p>七〇九 (略)</p>